

## 大垣市アスベスト対策補助制度のご案内

建築物の吹付けアスベスト材について、  
含有調査及び除去・封じ込め・囲い込み等  
対策工事にかかる費用の一部を市が補助  
します



大垣市マスコットキャラクター  
おがつきい

含有調査に対する補助制度は、次の建築物を対象としています。

1. 延べ面積が1,000㎡以上のもの
2. 延べ面積が300㎡以上の集会場等、ホテル及び旅館、  
飲食店、物販店舗等
3. 住宅（付属車庫、付属物置は対象外）

この補助制度を利用するには、建築指導課職員による事前確認が必要になりますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください

◆手続き方法は裏面をご覧ください。

◆申込期間：令和4年4月1日（金）～12月28日（水）

※申込開始は、昨年度までは6月1日でしたが、今年度は4月1日に改めました。

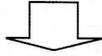
※お問い合わせ先

建築指導課建築指導グループ（市役所5階）

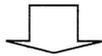
電話（代表）81-4111（内線）2683・2684（直通）47-8436

## アスベスト対策補助制度の手続き方法

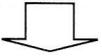
- ① 申請者が建築指導課へ連絡し、建築指導課職員の現地確認を受けます（補助対象の可否を判断いたします）



- ② 申請者が「補助金交付申請書」を建築指導課窓口へ提出します



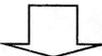
- ③ 市が申込書類を審査後、「補助金交付決定通知書」を交付します



- ④ 申請者が含有調査または除去等工事の請負業者と契約を締結します



- ⑤ 含有調査または除去等工事を行います



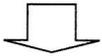
- ⑥ 含有調査または除去等工事の完了後、申請者が「完了実績報告書」を建築指導課窓口へ提出します



- ⑦ 市が報告書類を審査後、「補助金確定通知書」を交付します



- ⑧ 申請者が「補助金交付請求書」を建築指導課窓口へ提出します



- ⑨ 補助金が支払われます

（これでアスベスト対策補助は終了です）